



議案第五十三号

三朝町職員の定年等に関する条例の設定について

次のとおり三朝町職員の定年等に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年六月十四日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年六月拾五日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町職員の定年等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の第二項から第三項まで、第二十八条の三並びに第二十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第二条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年)

第三条 職員の定年は、年齢六十年とする。ただし、医療業務に従事する医師については、年齢六十五年とする。

(定年による退職の特例)

第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌

日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

三 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、町長の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一

項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各号の規定を実施するために必要な手続は、町長が定める。

（定年退職者の再任用）

第五条 任命権者は、第二条の規定により退職した者又は前条の規定により引き続き勤務した後退職した者について、次の各号に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、その職は、その者が退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職でなければならない。

一 退職する前の勤務成績が良好であること。

二 採用に係る職の職務の遂行に必要な知識又は技能を有していること。

2 任命権者は、前項の任期又はこの項の規定により更新された任期における勤務成績が良好である者について、引き続き公務の能率的運営を確保するために特に必要があると認めるときは、その任期を一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から

起算して三年を超えることができない。

4 第一項及び第二項の規定を実施するために必要な手続きは町長が定める。

(定年に関する施策の調査等)

第六条 町長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和六十年三月三十一日から昭和六十一年三月三十一日までの間における第三条の適用については、同条中「年齢六十年」とあるのは、「年齢五十九年」とする。